

多子世帯・ひとり親世帯等の利用者負担額の軽減〔1号認定子ども(※)〕

(※)名古屋市立幼稚園を利用される場合は、名古屋市立幼稚園用のリーフレットをご確認ください。

◆「利用者負担額決定通知書」・「利用者負担額のお知らせ」等で次のいずれの世帯に該当するかご確認ください。

B階層・C1～C3階層に該当する世帯

C4階層～C7階層に該当する世帯

多子軽減制度		ひとり親世帯等の軽減制度	
世帯の2人目のお子さんは利用者負担額を軽減(B階層・C1階層は無料)、3人目以降のお子さんは無料		ひとり親世帯等の世帯の1人目のお子さんは利用者負担額を軽減(B・C1階層は無料)、2人目以降のお子さんは無料	
例1	例2	例3	
※多子計算に係る年齢制限を撤廃		※多子計算に係る年齢制限を撤廃	
 中学校3年生 (第1子)  小学校3年生 (第2子)	 大学4年生 (第1子)	※多子計算に係る年齢制限を撤廃	
(5歳)	第2子  B・C1階層:無料 C2・C3階層:半額	第1子  B・C1階層:無料 C2階層:2,150円 C3階層:2,500円	
(4歳)	第3子  無料	(第2子)	
(3歳)	(第3子)	第3子  無料	第2子  無料
(2歳)		(第3子)	(第2子)
(1歳)			
(0歳)			

同時利用軽減制度		
認定こども園等を同時に利用しているお子さんのうち、2人目のお子さんは利用者負担額を軽減、3人目以降のお子さんは無料		
例1	例2	
(対象外)  小学校6年生 (第1子) ※小4以上はカウントしない	(対象外)  中学校3年生 (第1子)	
(小3) (小5) (小1)	(対象外)  小学校6年生 (第2子) ※小4以上はカウントしない	
第1子の扱い  小学校3年生 (第2子)		
(5歳)	第2子の扱い  半額	第1子の扱い  利用者負担額満額
(4歳)	(第3子)	(第3子)
(3歳)	第3子の扱い  無料	
(2歳)	(第4子)	
(1歳)		
(0歳)		

1号認定子ども